CDP-ICLEI Track を通じた世界首長誓約 (GCoM) への

報告ガイダンス(2024 年

目次







目次

A: 世界首長誓約 (GCoM) および共通報告枠組み (CRF) に関するよくある質問	
世界気候エネルギー首長誓約とは	1
自治体が GCoM への誓約 (コミットメント) を行う方法は関心表明の公式化	2
新たな報告レベル: 簡易版および完全版	3
GCoM バッジとは	3
「エネルギーへのアクセスと貧困」の柱に報告するには	4
B: CDP-ICLEI Track を通じた GCoM への報告に関するよくある質問	
CDP-ICLEI Track は公式の報告プラットフォームとしてどのように機能するか	5
GCoM 検証フィードバックと CDP スコアはどのように違うか	5
C: テクニカルサポートに関するよくある質問	
GCoM 固有の質問を特定/確認するには	7
準拠した CRF 排出インベントリを報告するには	8
CRF 要件に対する地域的差異······	9





自治体はどのくらいの頻度で GCoM にデータを報告する必要がある	10
<u>か</u>	10
報告プロセスにおいてサポートが必要な場合、誰に問い合わせればよいか	11
付録 I - 図 A. CDP-ICLEI Track を通じた EAPP への報告方法: 詳細な手順	12
<u></u>	
付録 I - 図 B. CDP-ICLEI Track を通じた EAPP 目標の報告方法:詳細な手順	16
付録 II- 図 C. 簡易版/完全版での報告チェックリスト	
	17



世界気候エネルギー首長誓約とは

世界気候エネルギー首長誓約 (GCoM) は、気候変動と戦うための自発的行動の支援と、レジリエントな低排出社会への移行の長期的構想を共有する 13,300 以上の都市や地方自治体の世界的連合を統合した、自治体の気候リーダーシップに関する世界最大の同盟です。気候変動問題に関する野心と解決策担当の国連事務総長特使マイケル・R・ブルームバーグ氏と欧州グリーンディール担当執行副委員長マロシュ・シェフチョビッチ氏が率いるこの同盟は、6 大陸 146 カ国の自治体で構成され、11 億人以上、つまり世界人口の 13%以上を代表しています。自治体は以下のことを行うために、政策を実行し措置を講じることを GCoM に対して誓っています。(i)温室効果ガス排出量を削減/制限する、(ii)気候変動の影響に対して準備する、(iii)持続可能なエネルギーへのアクセスを拡大する、および (iv)これらの目標に向けた進捗を追跡する。さらに、GCoM 加盟自治体は、関係する地域ステークホルダーの支援を受けつつ、相互に連携して知識とアイデアを交換しています。

2016 年 6 月、Bloomberg Philanthropies と欧州委員会は世界気候エネルギー首長誓約 (Global Covenant of Mayors for Climate & Energy)の設立に向けて、首長誓約(Covenant of Mayors)を気候変動政策首長誓約(Compact of Mayors)と統合しました。統合前に首長誓約 (Covenant of Mayors) または気候変動政策首長誓約 (Compact of Mayors) のいずれかに誓約を行った自治体は、世界気候エネルギー首長誓約 (Global Covenant of Mayors for Climate & Energy)、および関連する地域/国の誓約が存在する場合にはその誓約に対する署名者であると自動的にみなされます。詳細についてはこちらをクリックしてください。

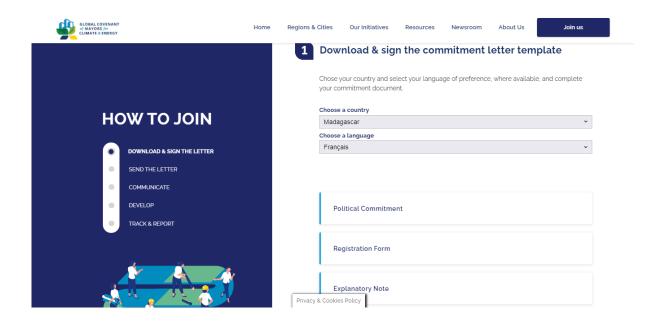


自治体が GCoM への誓約を行う方法は関心表明の公式化

新規自治体向け (詳細ガイド):

1. 誓約: 自治体は、適切な権限を持つ首長 (市長、市議会等) が署名した誓約書を用意し、それを地域/国の事務局に送ることにより、世界首長誓約に対して誓約します。

世界誓約書のテンプレートをご用意しています。一部の地域/国では、GCoMの原則に基づき地域/国の状況に合わせて調整された、誓約書のテンプレートをご用意しています。地域/国のテンプレートが存在する場合は、その地域/国のすべての署名者が使用するバージョンをご使用ください。GCoMの誓約書は世界首長誓約ウェブサイトからダウンロードできます。



2. **報告:** 自治体が誓約すると、CDP-ICLEI Track に参加し、GCoM への報告を開始できます。質問書に該当する GCoM の質問が表示されない場合、または正しいものが表示されているかどうかが不明な場合は、地域の CDP 事務局までご連絡ください。サポートさせていただきます。正式な誓約が行われない場合、自治体が GCoM 加盟自治体として分類されることはなく、その回答は GCoM への提出書類としては検証およびレビューされません。

重要なお知らせ:世界首長誓約(GCoM)に報告する自治体は、公開で回答を提出する必要があります。非公開で回答を提出すると、誓約自治体の要件に非準拠となり、GCoM の検証およびバッジ交付の対象外となります。

3. **検証および結果:** 自治体が誓約および報告の手順を完了すると、CDPとICLEIは共通報告枠組みに対する自治体の回答の検証を開始し、GCoM バッジに準拠しているかどうか、回答データをレビューします。



すでに誓約している自治体の場合:

誓約実施以降、首長が代わった場合、自治体は誓約書を再提出する必要はありません。自治体の誓約状況が不明の場合は、グローバル GCoM ウェブサイトで誓約のステータスを確認できます。自治体が状況の変更を考慮して新しい誓約書に署名することを希望する場合は、世界首長誓約のウェブサイトから関連する誓約書をダウンロードして署名し、この文書の最後にあるサポートセクションに記載されている連絡先から、世界事務局または地域のヘルプデスクに返送してください。



新たな報告レベル: 簡易版/完全版

最新版の CRF では、GCoM は GCoM 加盟自治体ごとのニーズと能力に対応するため、2 つの報告レベルを導入しました。簡易版は完全版よりも必須要件が少なくなっていますが、要件の大部分では、両者に違いはありません。

自治体は、**2024 年度質問書の設問 1.2 [共有報告枠組みで回答する版を選択してください**へ] で希望するバージョンを選択することで、どの CRF のレベルで報告するかを自由に選択できます。

自治体が選択した報告レベルとは関係なくバッジは授与されます。すべての自治体は、CRF の緩和策、適応策、エネルギーアクセス、貧困の各項目でコンプライアンスを達成できます。

設問 1.2 は関心を表明するためのものです。質問書は、選択した報告レベルにかかわらず、関連するすべての GCoM 質問を表示します。

本書の付録には、簡易版と完全版それぞれの要件に関するチェックリストと、コンプライアンスを達成し、貴組織の活動を示すために報告すべき CDP-ICLEI Track の設問が記載されています。

GCoM バッジとは

GCoM は、GCoM の活動を通じて署名者によって行われる取り組みとその進捗を認識および表彰するために一連のバッジを定義しました。バッジは、GCoM の以下の 3 つの柱で構成されます。適応策、緩和策、エネルギーアクセスおよび貧困各バッジは図 1 の進行状況バーのとおり、さらに 3 段階に分かれています。



図 1: GCoM ウェブサイトに表示されている GCoM 共通報告枠組みの柱とフェー。

バッジは GCoM 自治体により報告された情報に基づいて付与されます。 各自治体の進捗は、GCoM ウェブサイトのオンラインプロフィール(自治体ダッシュボード)で視覚的に分かりやすく示されます。自治体が、特定の段階でコンプライアンスを達成すると、直ちに各バッジが点灯します。

GCoM バッジに関する詳細情報は、世界首長誓約-City Journey をご覧ください。

柱/バッジ固有のガイダンスについては、以下の「GCoM 固有の質問を特定/確認するには」セクションをご覧ください。



「エネルギーへのアクセスと貧困」の柱に報告するには

2022 年 11 月、GCoM は、CRF の新しい「エネルギーへのアクセスと貧困の柱」 (EAPP) を作成しました。2023 年時点で、GCoM 署名者は既存の「緩和」と「適応」バッジに加え、3 つ目の「エネルギーへのアクセスと貧困」のバッジを取得することができるようになります。 GCoM 加盟自治体は、GCoM 地域が選んだ属性 (エネルギーの低価格化、安定供給、持続可能性) について報告を行います。2024 年の自治体質問書は EAPP と完全に整合しています。

EAPP の施行日(2023 年 1 月)に先立って GCoM にコミした GCoM 署名者は、施行日から EAPP の評価と目標に対する報告を行うまで 2 年、EAPP 計画の提出までは 3 年の猶予が与えられます。EAPP の施行日後に GCoM に誓約した日から EAPP 評価とターゲットに対する報告を行うまで 2 年、EAPP 計画の提出までは 3 年の猶予が与えられます。この報告期限に関しては、本文書の「自治体はどのくらいの頻度で GCoM に報告する必要があるか」をご覧ください。

GCoM 加盟自治体は、該当する国または地域の GCoM 誓約で選択されているエネルギーに関連する項目から少なくとも一つの指標を報告する必要があります。属性:

- エネルギーの安定供給
- 持続可能なエネルギー
- 低価格化エネルギー

本文書の<u>附属書である「CDP-ICLEI Track を通じた EAPP への詳細な報告方法」</u>には、異なる属性、関連する指標 (そのうちの少なくとも 1 つは報告が必須)、および当該指標に関するデータを収集する CDP-ICLEI Track の質問事項を示した表が記載されています。自治体の管轄地域について選択した属性に基づき、報告が必要な質問事項についてご確認ください。最新情報を確認するには、GCoM のウェブサイトにある共通報告枠組みをご覧ください。



CDP-ICLEI Track は公式報告プラットフォームとしてどのように機能するか

CDP-ICLEI Track は、自治体、国、地域がそれぞれの環境データを測定、管理、開示するための報告プラットフォームです。 CDP-ICLEI Track はさまざまな国際キャンペーンやイニシアチブと提携し、統合および整合された単一の質問票を提示します。 自治体は、GCoM への報告に加えて、CDP-ICLEI Track が主催する他のプロジェクトやイニシアチブ (科学に基づく目標や WWF の One Planet City Challenge 等) に報告作業を重複させることなく、自主的に参加することができます。

CDP-ICLEI Track を通じた GCoM への報告のサイクル



自治体が CDP-ICLEI Track を通じてデータを提出すると、CDP が CRF の要件に照らして報告内容を検証します。 自治体は検証結果が記載された電子メールを CDP から受け取り、報告年におけるバッジ獲得へのデータ改善に役立つ総合的なフィードバックおよび推奨事項が提示されます。 CRF のすべての要件を満たした時点で、コンプライアンスが達成されます。





- 検証/バッジのフィードバック: バッジの獲得に関するフィードバックは ICLEI と CDP を通じて提供され、検証結果を報告し、今後の改善点について提案します。
- バッジの発表: これは、CDPと ICLEI の検証結果に基づき、GCoM 地域事務所により表彰される自治体の功績です。自治体の報告後の3月に GCoM Global ウェブサイト上で発表されます。





GCoM 検証フィードバックと CDP スコアはどのように違うか

本年度は、自治体が CDP スコアリングの対象となるために、9月18日までに報告することが推奨されます。

	CDP スコア		GC	CoM 検	証フィードバック
評価基準	CDP は質問票に記載されたすべての回答を、CDP スコアリング基準で定める基準に基づいて評価します。	CDP/ICLEI は、すべての GCoM 関連質問項目 (簡易版では「^」、完全版では「^^」で強調表示) において回答された情報を、 <mark>共通報告枠組み (CRF)</mark> で定める基準に基づいてレビューします。			
独立したフィードバック	CDP は、以下のどれかのスコアバンド内で、1 つの適応スコア、1 つの緩和スコア、および 1 つの全体スコアを付与します。 A リーダーシップ B マネジメント C 認識 D 情報開示 すべてのスコアは非公開およびプライベートです。A スコアを獲得した自治体のみが、同意のうえでシティ A リストとして公表されます。	し、どの/ 成できな ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	(ッジを獲かった) 緩和策 適応策 エネルギ EAPP (護得できなかを明らか (インベン (RVA、	標、計画)
		POVERTY	Energy Plan	Compliant	
	CDP スコアチームが実施			ドバック: フェブサイト	CDP <u>^</u> 上でバッジ付与の発表

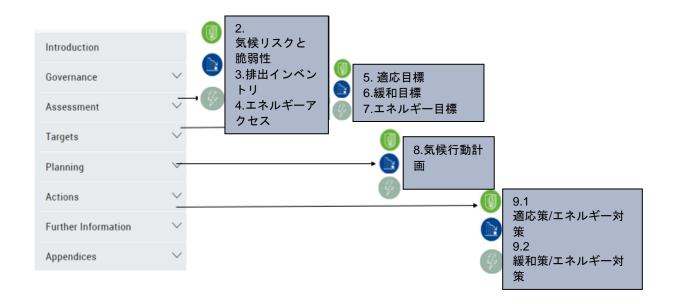




GCoM 固有の質問を特定/確認するには

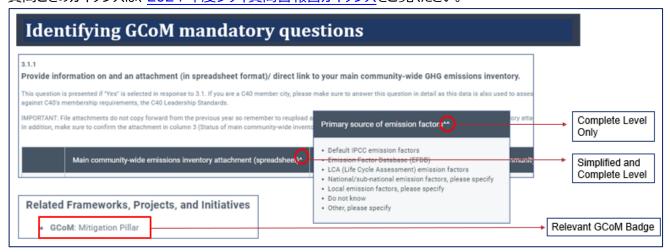
世界首長誓約に参加する自治体は、選択した質問票経路 (Pathway) に関わらず、CRF に沿ったすべての質問が提示されます。詳細情報は質問書経路マップをご覧ください。

2024 年自治体向け質問書



CRF の必須データ・ポイントは、簡易版では「ヘー」(完全版でも使用)、完全版では「ヘー」記号(完全版でのみ使用)で示されます。この記号により、自治体は GCoM に必須の質問とデータを特定し、よくある間違いを避けることができます。自治体がすべてのコンプライアンスを完全に達成するには、すべての GCoM 必須データ・ポイントの質問に対して適切に回答する必要があります。

質問ごとのガイダンスは、2024年度シティ質問書報告ガイダンスをご覧ください。







準拠した CRF 排出インベントリを報告するには

GCoM 加盟自治体は、設問 **3.1.3** で排出インベントリを報告する必要があります。CRF の必須データ・ポイントは、簡易版では「ヘ」(完全版でも使用)、完全版では「ヘヘ」記号 (完全版でのみ使用) で示されます。これらについては、**0 以外の値、または、有効な表記キー およびその説明**によって回答しなければなりません。

セクターおよびサブセクタ	簡易版: 直接排出	完全版: 直接排出	簡易版: 間接排出	完全版:間接排出量
_	量	量	量	
	定置型エネルギー			
住居用建物^^	推奨	必須	推奨	必須
商業用建物および施設 ^^	推奨	必須	推奨	必須
企業・組織の建物および 施設^^	推奨	必須	推奨	必須
工業用建物および施設 ^^	推奨	必須	推奨	必須
農業	任意	推奨	任意	推奨
一時的排出^^	任意	必須	任意	推奨
定置型エネルギー総排出 量^	必須	必須	必須	必須
	輸送	•		•
道路走行車両 (舗装路) ^^	推奨	必須	推奨	必須
鉄道^^	推奨	必須	推奨	必須
船舶 (水上航行)^^	推奨	必須		必須
 航空^^	 	必須	 	必須
トラクターなどの特殊車両 (未舗装路)^^	推奨	必須	推奨	必須
輸送による総排出量へ	必須	必須	必須	必須
	廃棄物			
固形廃棄物処理^^	推奨	必須	推奨	推奨
生物的処理^^	推奨	必須	推奨	推奨
焼却および野焼きへへ	推奨	必須	推奨	推奨
 廃水処理および排水^^	 推奨		 推奨	 推奨
廃棄物による総排出量 ヘヘ	任意	必須	任意	推奨
<i>IPPU (</i> 工業プロセス及 び製品利用 <i>)</i>	任意	任意	任意	任意





AFOLU (農業、林業、お	任意	任意	任意	任意
よびその他の土地利用)				
	エネルギー生成			
電力の生成^^	任意	必須	推奨	推奨
CHP (熱電併給) 発電	任意	必須	推奨	推奨
^^				
熱/冷熱生成^^	任意	必須	推奨	推奨
地域再生可能エネルギー	任意	任意	推奨	推奨
発電				
グリッド (配給網) に供給	任意	必須	推奨	推奨
されるエネルギーの総生成				
量^^				

完全版で排出量を報告するときによくある間違い (詳細なガイダンスについては、<u>こちら</u>をクリックしてください):

- 1. 必須の排出量記載箇所で「O」と報告すると非準拠となります。報告する自治体の境界内に該当する排出が存在しない、あるいは無視できるほど少ない場合は、「NO」(発生していない)の表記を使用してください。
- 2. 必須のサブセクターで「NE」(推定されていない)を使用すると、GCoM のインベントリ・バッジに**非準拠** となります。この表記は、将来的な改善の可能性を追跡する場合にのみ使用されます。 サブセクター からの排出量が非常に少ない、または希であるために排出量が推定されていない場合、「NO」(発生していない)を使用してください。例えば、水上輸送からの排出量が自治体 A の域内の小規模な排出源 からのものである場合、水上輸送の直接および間接排出量に関して、自治体は「NO」の表記を使用する必要があります。
- 3. 温室効果ガスが**同じインベントリの別のカテゴリーにおいて推定されて記入される場合は「IE」(別の場所に含まれている)を使用**し、その妥当性も説明してください。
- 4. 表記「IE」(別の場所に含まれている)を使用する妥当性を説明できなければ、非準拠となります。



CRF 要件に対する地域的差異

GCoM の地域/国誓約では、CRF の必須要件に対する地域的差異を伝え、適用することができます。

自治体は地域的差異に注意してすべての必須要件を報告し、バッジ獲得のためのコンプライアンスを達成する必要があります。 以下は、このガイダンス文書が完成した 2024 年 5 月 14 日時点で有効な地域的差異のリストです。

欧州首長誓約:

影響を受	モジュール	設問番号	地域的差異
ける CRF			
レベル			
簡易版	気候リスク	2.3	EU 加盟自治体は、設問 2.1、2.1.1、2.2 に加えて、設問 2.3 のすべてのデ
	と脆弱性		ータ・ポイントに対して報告し、地域の気候変動への適応能力に影響を与える最
	評価		も重要な要因を特定して説明する必要があります。
簡易版お	排出イン	3.1.3	EU 加盟自治体がバッジを獲得するためにコンプライアンスを達成するには、サブセ
よび完全	ベントリ		クター「地域再生可能エネルギー発電」でデータを報告する 必要があります 。
版			



自治体はどのくらいの頻度で GCoM にデータ報告が必要があるか

全体的な報告スケジュール

CRF には報告に関するさまざまな要素のスケジュールが含まれます。以下の表では、GCoM 加盟後の全体的な報告スケジュールを示しています。詳細情報は、CRF の「全体的な報告スケジュール」をご覧ください。

開示要素	GCoM 加盟 の誓約 (0 年目)	1 年目および 2 年目	3 年 目	4 年 目	5 年目
基準値ガス排出量インベントリ	遅くとも 2 年目 提出	に			
リスクと脆弱性の評価	遅くとも 2 年目 提出	IC			
エネルギーアクセスと貧困評価	遅くとも 2 年目 提出	IC			
目標とゴール (緩和策、適応 策、EAPP)	遅くとも 2 年目提出	(C			
気候行動計画 (緩和策、適 応策、EAPP、または融和)	遅くとも 3 年目	に提出			
進捗レポート					対応する気候行動計画の提出後、2 年毎に提出

モニタリング報告(インベントリ)

自治体がインベントリに関するコンプライアンスを達成すると、モニタリング段階に入します。その段階以降、自治体は少なくとも4年に1度、排出量についてモニタリング状況を報告しなければなりません。

インベントリの報告において、以下の2つの日付が重要です:

- 温室効果ガスインベントリの**算定年**は、数値の計算に使用されるデータ(すなわち、活動データと排出係数)を収集した年です。
- 温室効果ガスインベントリの報告年は、完全なインベントリを CDP-ICLEI の報告システムに提出する(すなわち、報告する)年です。

最新のインベントリ以降、温室効果ガス排出量に大きな変化がなかった場合、自治体は以前のインベントリデータを簡単に 更新できます。これには、変更または変化のあったサブセクターを再計算する場合や、あるいは自治体に関する状況の変更 (例えば、人口の変化)に基づいて計算を更新する場合などが含まれます。

インベントリ算定	インベントリ報告年						
年	2022年	2023年	2024年	2025年			
2018年							
2019年							
2020年							





2021年		
2022年		
2023年		
2024年		



この報告年に対してインベントリは有効です



報告プロセスにおいてサポートが必要な場合、誰に問い合わせればよいか

CDP、ICLEI、と GCoM は、報告プロセス全体を通じて自治体にサポートを提供します。お問い合わせ内容によっては、別の担当オフィス/チームが、的確なサポートを提供できる場合もあります。

以下の表で、サポートを提供しているすべてのオフィス/チームとその重点分野をご確認ください。どのオフィス/チームに連絡したらよいかわからない場合は、お近くの CDP 事務局にご連絡ください。

以下の質問の場合は、記載の各国・地域のCDP事務局へご連絡ください。:

- CDP-ICLEI のプラットフォームへの報告
- 検証フィードバックおよびバッジに関する事前検証結果
- データの修正方法
- 特典を最大限に活用するための提出締切日
- その他の一般的質問

CDP は自治体への支援提供方法を変更しました。

新設の<u>ヘルプセンター</u>を使用すると、ナレッジマネジメントで質問をしたり、サポート資料を検索したりでき、必要な情報を簡単に見つけることができるようになります。ヘルプセンターはメールアドレス cities@cdp.net を無効にしています。お手元の記録を更新し、今後、CDPへのご質問がある場合は、<u>ヘルプセンター</u>に直接お問い合わせください。**CDP の地域チームへは引き続き直接お問い合わせいただけます。**

以下の質問の場合は、記載の各国・地域のCDP事務局へご連絡ください。:

- GCoM イニシアチブ/ 報告枠組みについて
- GCoM の活動・報告に関連する業務および技術的な質問。
- GCoM の活動、イベント、リソース等についての情報
- 地域/国における GCoM への誓約 (コミットメント) とその進捗について
- 各種ツールへのアクセス、キャパシティビルディング、技術支援

世界首長誓約/日本ヘルプデスク: <info@covenantofmayors-japan.jp>





付録I

図 A. CDP-ICLEI Track を通じた EAPP への報告方法: 詳細な手順

			CDP-ICLEI
EAPP バ	属性	CRF 要件	Track 質問
ッジ段階			番号
評価一般原則	評価一般原則	地方自治体は、GCoM.への誓約後2年以内にエネルギーへのアクセスとエネルギー貧困評価を作成し、提出する。 評価においては3つの重要エネルギー属性を考慮した地方自治体のエネルギーへのアクセスとエネルギー貧困状況について分析する: ・エネルギーの安定供給・持続可能なエネルギー ・低価格化エネルギー	4.1
	評価一般原則	エネルギーへのアクセスとエネルギー貧困評価では、各地域と国の誓約に最も関連するエネルギーの属性に関する情報を含めます。地域と国ごとの属性は共通報告枠組みの地域化されたバージョンから入手することができ、地域/国の誓約ヘルプデスクにより伝えられます。 評価には、地方自治体の個別の地域/国の誓約に関連する各エネルギー属性において少なくとも1つの必須指標を含めます。	下記を参照
	合体に対してこの属性の少な	日米、中東および北アフリカ、韓国、中国、東アジアの GCccくとも 1 つの指標に関する報告を義務付けています。	,
	持続可能なエネルギー	再生可能エネルギー消費 (持続可能なエネルギー指標) 	4.1
		区域内で消費される熱エネルギーの混合源 (冷暖房) (持続可能なエネルギー指標)	4.1 および 4.1.2





評価			
		区域内にある再生可能エネルギー源の設備容量 (持続	4.1 および
		可能なエネルギー指標)	4.1.3
		区域内にある再生可能エネルギー源から生成された総工	4.1 および
		ネルギー (持続可能なエネルギー指標)	4.1.3
		クリーンな調理用燃料と技術を利用できる自治体内の世帯率 (持続可能なエネルギー指標)	4.2
	ネルギー属性: 東欧、中央ア ノてこの属性に関する報告を	プジア、欧州連合、西欧、韓国、オセアニアの GCoM 地域 義務付けています。	は/国の誓約では、
評価	低価格化エネルギー属性	エネルギーサービスにおいて収入の最大 X%を消費する 都市の境界内にある世帯または人口に占める割合 (持 続可能なエネルギー指標)	4.3
	安定供給の属性: 南アジアの属性に関する報告を義務	′、南東アジア、サハラ以南のアフリカ、東アジアの地域/国の付けています。	の誓約では、自治
		自治体の人口または世帯で、電気を利用できる人の割合 (エネルギーの安定供給指標)	4.4
		平均的な電力使用可能時間 (エネルギーの安定供給 指標)	4.4
評価	エネルギーの安定供給	一人当たりの年間平均エネルギー消費量 (エネルギーの 安定供給指標)	4.4



以下の「ターゲットバッジ段階」における要件は選択されたすべての地域/属性について評価します。

EAPP バッジ段階	CRF 要件	CDP-ICLEI
目標	地方自治体は、「エネルギーの安定供給」、「低価格化エネルギー」、および「持続可能なエネルギー」といった3つに区別されながらも相互に連結された属性となる複合的アプローチを介して、各コミュニティに対してエネルギーへのアクセスを促進させ、エネルギーの貧困を緩和する市全域の目標を設定し、それについて報告する	Track 質問番号 7.1
	地方自治体は、国連の「持続可能な開発目標#7 (SDG 7) の世界的なエネルギーアクセスコンポーネントに沿って目標を設定し、GCoM に加盟後 2 年以内に (GCoM メンバーである署名者においては EAPP の施行後)、説明した 3 つの特徴においてエネルギーへのアクセスの促進とエネルギーの貧困の緩和に対する目標を少なくとも 1 つ、設定する。	7.1
	バウンダリ (対象地域): 目標の対象区域 (バウンダリ) は自治体の区域と一致している必要があります。自治体は近隣の加盟自治体と共同し目標を設定することができます。 境界が都市の境界より広い場合、その旨を明記する必要があります。	7.1
	目標の設定: 地方自治体は、SDG 7 に沿ったエネルギーへの世界的なアクセスに向けたエネルギーへのアクセスまたはエネルギーの貧困の緩和に対する定量化された相対的増加に関する目標を掲げるものとします。	7.1
各地域属性と関連 する目標を確認する には、この付録の図 B をご覧ください。	目標の設定: 目標は、2030年におけるエネルギーへのアクセスの増加率またはエネルギーの貧困の減少率を、それぞれにおいて選択した基準年と比較して定義するものとします。 さらに、地方自治体は、地域的に選択されたエネルギー属性から、エネルギーへのアクセスに対応してエネルギーの貧困を緩和する目標を少なくとも1つ、設定するものとします。	7.1
	目標年度: 目標年 (自治体が掲げた目標の達成を目指す年) は、国別確定拠出金 (NDC) (該当する場合) または地域/国が誓約で定めたもの等、国の誓約内容に合致している必要があります。	7.1
	基準年の値: 基準年は国の枠組みまたは地域/国の誓約内で 設定される1年(該当する場合または利用可能な場合)、または	7.1





エネルギーへのアクセスと貧困評価において使用される年度とし、その期間内の地方自治体の状況がよくわかるように文書化されるものとします。	
活動に対する熱意:目標を設定する際、地方自治体は、エネルギーへのアクセスを増やすまたはエネルギーの貧困を減らすための誓約を明示しなければなりません。地方自治体はこれらの誓約を自らの計画の中で宣言するものとします。	8.1.1
ユニット:目標は基準年について比率(%)で報告する必要があります。絶対値データが入手できる場合は、署名者が定量化されたデータに加え、その比率を報告します。	7.1

以下の「計画バッジ段階」における要件は選択されたすべての地域/属性について評価します。

EAPP バッジ段階	CRF 要件	CDP-ICLEI
		Track 質問番号
	地方自治体は、気候行動の緩和、適応 (気候変動による被害	8.1/8.1.1
	からの回復力) およびエネルギーへのアクセスまたは貧困に対する	
計画	計画を策定するものとし、その形態は個別または組み込み型であ	
	るかを問いません。	
	緩和計画や適合計画と同様に、EAP 単独の計画または統合さ	下記を参照
	れた気候行動計画の EAP 条項には、以下の情報を含めるものと	
	します:	
	計画を正式に承認した地方自治体名と承認日。	8.1.1
	地方自治体の筆頭著者チーム/行動計画担当/調整チーム	8.1.1
	ステークホルダーが関与するプロセスの説明	8.1.1
	この行動は自身の管轄区域のエネルギーへのアクセスまたは貧困	9.1/9.2
	の目的に貢献しているか (エネルギーへのアクセス目標)	
	優先分野の全行動 (エネルギーと貧困評価で特定されたものおよ	8.1.1
	びその他の柱の評価から間接的に特定されたもの)	





各行動についての説明	9.1/9.2
緩和、適応行動およびエネルギーへのアクセスの相乗効果、トレードオフ、およびコベネフィット。	8.1.1/9.1/9.2
行動/行動地域/分野のそれぞれにおいて、行動計画では以下 の情報を提供します:	下記を参照
行動/行動地域/分野に関する簡単な説明	9.1/9.2
省エネ、再生可能エネルギー生産、取り組まれた脆弱性、行動による潜在的な (選択的な) GHG 排出量の削減	9.2
関連指標および行動の実践が EAP 指標の値にもたらす影響	9.1/9.2



図 B. CDP-ICLEI Track を通じた EAPP 目標の報告方法:詳細な手順

一般目標 (すべての属性)

地方自治体は、SDG 7 に沿ったエネルギーへの世界的なアクセスに向けたエネルギーへのアクセスまたはエネルギーの貧困の緩和に対する定量化された相対的増加に関する目標を掲げるものとします。目標は、2030 年におけるエネルギーへのアクセスの増加率またはエネルギーの貧困の減少率を、それぞれにおいて選択した基準年と比較して定義するものとします。

さらに、自治体は、**地域的に選択されたエネルギー属性から**、エネルギーへのアクセスに対応してエネルギーの貧困を緩和する、**一般目標とは異なる具体的な目標を少なくとも 1 つ**、設定するものとします。自治体は以下で報告する目標リストから該当する目標を選択する必要があります。

地域的属性	地域		関連する具体的目標
	日本	1.	区域内で再生可能エネルギー源 (RES) を用いた設備容
	中南米		量を増加させる
持続可能性	中東および北アフリカ	2.	区域内にある再生可能エネルギー源 (RES) を用いた電力
	韓国		の総発電量を増やす
	中国	3.	RES を用いて発電されたエネルギーの消費量を増やす
	東アジア	4.	クリーンな調理用燃料と技術にアクセスできる自治体内の世
			帯数を増やす
		5.	貴自治体で消費される熱エネルギー (冷暖房) の供給源ミ
			ックスで再生可能エネルギー源使用率を高める
	南アジア	1.	基準年と比較して、2030年までに利用可能な電力の平均
	東南アジア		時間を増加させる
安定供給	サハラ以南のアフリカ	2.	基準年と比較して、2030年までに電力にアクセスできる人
	東アジア		口または世帯の割合を増やす
		3.	使用されるエネルギーサービスのレベルと品質に影響を与えず
			に、一人当たりの年間平均エネルギー消費量を改善する
	東欧および中央アジア	1.	エネルギー貧困に直面している自治体区域内の世帯または
	欧州連合および西欧		人口の割合を減らす
低価格化	北米	2.	建物のエネルギー効率を改善する
	韓国		
	オセアニア		





付録 II

図 C. 簡易版/完全版での報告チェックリスト

地域/国家協定により CRF に適用される地域的差異は、本書では考慮されていません。地域的差異についてご質問がある場合は、国/地域の GCoM 事務局または CDP 事務局までお問い合わせください。

バッジ	2024	質問	簡易	完全
段階	年設問		版向	版向
PXPH	番号		け必	け必
	田勺		須要	
				須 要
1-t			件	件
適応	2	自治体は GCoM に誓約してから 2 年以内に RVA を報告しましたか。(自	必須	必須
RVA		治体は、設問 2.1 に [はい] と回答の上、設問 2.1.1 に適切に回答する 必要があります)		
適応	2.1.1	自治体は設問 2.1.1 でアクセス可能かつ準拠した RVA を添付しました	必須	必須
RVA		か。		
適応	2.1.1	自治体はリスクと脆弱性の評価 (RVA) のバウンダリを示しています	必須	必須
RVA		か。これが自治体のバウンダリと異なる場合 (例: バウンダリよりも小		
		さいまたは大きい)、除外エリアまたは拡張エリアを説明する正当な根		
		拠が提供されていますか。		
適応	2.2	自治体は、以下に列挙されているすべての必須の要素について、少	必須	必須
RVA		なくとも1つの危険を報告しましたか。		
		- 気候関連のハザード		
		- 最も危険にさらされているセクター		
		- 現在の確率		
		- 現在のハザードの影響の重大さ		
適応目	5.1/5.1	自治体は GCoM に誓約してから 2 年以内にに適応目標を報告し	必須	必須
標	.1	 ましたか (設問 5.1)、また、以下のデータ・ポイントをすべて報告しま		
		したか (設問 5.1.1)。		
		 - 適応目標 (目標の概要)		
		- 当該目標が対象とする気候ハザード		
		- 目標の基準年		
		- 目標が達成される目標年 (目標を立てた年より後であること)		
		TIME TO THE CONTROL OF THE CONTROL O		
適応計	8.1	自治体は、GCoM に誓約してから 3 年以内に適応策を報告しまし	必須	必須
画		たか。(設問 8.1 で [はい] と報告する必要があります)		



適応計	8.1.1	添付またはリンクが提供された計画は正しい文書かつ入手可能です	必須	必須
画		か。		
適応計画	8.1.1	自治体は計画に関する必須のデータ・ポイントをすべて含めましたか。 - 監視評価のプロセス - 計画を正式に採用した自治体名 - 最終承認された年	必須	必須
適応計画	9.1	自治体は、以下に列挙されているすべての必須のデータ・ポイントについて、少なくとも1つの対策を報告しましたか。 - 適応策 (対策の種類から選択) - 気候行動計画または貴管轄区域の開発計画/基本計画への組み入れ	必須	該当な し
適応計画	9.1	自治体は、以下に列挙されているすべての必須のデータ・ポイントについて、少なくとも2つの対策を報告しましたか。 - 適応策 (対策の種類から選択) - 対策の説明と詳細へのウェブリンク - 気候行動計画または貴管轄区域の開発計画/基本計画への組み入れ	該 当 なし	必須
緩 和 策 の対象と なるイン ベントリ	3.1	自治体は、GCoM に誓約してから 2 年以内に自治体域内の GHG 排出インベントリを報告し、初回報告後 4 年ごとにインベント リを更新していますか。 (設問 3.1 で [はい] と回答する必要があります)	必須	必須
緩 和 策 の対象と なるイン ベントリ	3.1.1	自治体は検証のために完全な文書を添付またはリンクを提供していますか。	必須	必須
緩 和 策 の対象と なるイン ベントリ	3.1.1	自治体は、インベントリを実施した年を報告しましたか。	必須	必須
緩 和 策 の対象と なるイン ベントリ	3.1.1	自治体は排出インベントリのバウンダリと対象となる人口を明確にしていますか。	必須	必須
緩 和 策 の対象と なるイン ベントリ	3.1.1	インベントリでは二酸化炭素 (CO2) が考慮されていますか。	必須	該当な し





緩和策	3.1.1	インベントリには、少なくとも 3 つの報告必須となるガス (二酸化炭	推奨	必須
の対象と	5.1.1	素/CO2、メタン/CH4、亜酸化窒素/N2O) が集計または非集計	证文	20.7英
なるイン				
ベントリ		の形式で報告されていますか。		
緩和策	3.1.3	自治体は、すべての報告必須の排出量を数値または表記キーのい	必 須	必 須
の対象と		ずれかで報告しましたか。注意事項:	(別の	(すべて
なるイン			必須の	のサブ
ベントリ		- 報告必須の排出量において [0] と報告するか、空欄のままにす	サブセ	セクタ
		ると、非準拠となります。報告する自治体の境界内に該当する排出	クター)	-)
		が存在しない、あるいは無視できるほど少ない場合は、「NO」(発生		
		していない)の表記を使用してください。		
		- 必須のサブセクターで「NE」(推定されていない) を使用すると、		
		非準拠となります。この表記は、将来的な改善の可能性を追跡する		
		場合にのみ使用されます。サブセクターからの排出量が非常に少な		
		い、または希であるために排出量が推定されていない場合、「NO」		
		_		
◇型ゴログ 生	3.1.3	(発生していない)を使用してください。	+#-1四	27年
緩和策の対象と	3.1.3	自治体は、「[IE (別の場所に含まれている)] という表記キーを使	推奨	必須
なるイン		用する場合、それらの排出量がどこに含まれるかについて簡単な説		
ベントリ		明をしましたか。「IE」は、同じインベントリ内の別のカテゴリーで提示		
		される GHG 排出量に対してのみ使用する必要があります。		
緩和策	3.1.1	自治体はすべての排出源の活動データを報告しましたか (インベント	推奨	必須
の対象と		· リ内)。		
なるイン				
ベントリ				
緩和策	3.1.1	自治体はすべての排出源の排出量要因を報告しましたか (インベン	推奨	必須
の対象と		りり (と) と		
なるイン				
ベントリ	C 4		N/E	N/E
緩和目標	6.1	自治体は、GCoMに誓約してから2年以内に自治体域内の	必須	必須
伝		GHG 排出削減目標を報告しましたか。 (設問 6.1 に [はい] と回		
		答する必要があります)		
緩和目	6.1.1	自治体は報告するすべての目標のバウンダリを明確にしていますか。	必須	必須
標細の日	6.1.1		改结	改石
緩和目標	6.1.1	目標バウンダリは、GHG 排出インベントリに含まれるすべての排出源	必須	必須
標		と一致しており、自治体の管理対象外である排出源を除外する可		
		能性はありますか。		
(目治体は	準拠目標を	1 つ報告する必要があります。必須項目は報告された目標の種類により異な	なります)	





緩和目	6.1.1	自治体は目標の詳細についてすべて報告しましたか(すべての詳細	必須	必須
標		がすべての目標の種類に必要なわけではありません)		
		- 基準年		
		- 基準年の対象排出量		
		- - 目標年 (目標を立てた年より後であること)		
		- 目標年の純排出量		
		- 基準年の排出量原単位		
		- [説明してください] 欄に記入された通常業務の手順		
緩和目	6.1.1	自治体は、使用されたクレジットに関する詳細を提供し、炭素クレジ	必須	必須
標		ーットを使用して目標を達成することを表明していますか。CRFは、炭		
		素クレジット抜きでの目標が国が決定する貢献 (NDC) の無条件		
		要素を超える場合にのみ、炭素クレジット (譲渡可能な排出量) の		
		使用を受け入れます。		
緩和計	8.1	自治体は、GCoM に誓約してから 3 年以内に緩和策を報告しまし	必須	必須
画	0.1	たか。(設問 8.1 で [はい] と報告する必要があります)		- C/A
緩和計	8.1.1	たが。 (設向 6.1 と [はい] と報告する必要があります 添付またはリンクが提供された計画は正しい文書かつ入手可能です	必須	必須
画	0.1.1	がりまたはリングが提供CALICET画は正しい文音がフ入于可能です。 か。	70.7X	心况
緩和計	8.1.1	^{//・。} 自治体は計画に関する必須のデータ・ポイントをすべて含めました	必須	必須
画	0.1.1	日泊体は計画に対する必須のナーグ・ハイントをすべて含めました。	心况	元 次
		/J o		
		 - 監視評価のプロセス		
		- 監視計画のプロセス - 計画を正式に採用した自治体名		
		- 計画を正式に採用した日石体石 - 最終承認された年		
緩和計	9.2		必須	該当な
極和計	3.2	自治体は、以下に列挙されているすべての必須のデータ・ポイントに	心須	談当な
		ついて、少なくとも 1 つの対策を報告しましたか。 		
		 - 対策の説明と詳細へのウェブリンク		
		- 気候行動計画または貴管轄区域の開発計画/基本計画への組 み入れ		
緩和計	9.2	の入れ	世将	心 石
後和計 画	9.2	 自治体は、以下に列挙されているすべての必須のデータ・ポイントに	推奨	必 須 (対策
Ш		日元体は、以下に列手されているすべての必須のデータ・ハインドに ついて、少なくとも 2 つの対策を報告しましたか。		を少な
		ういて、少なくこひとうの対象を報告しましたか。 		くとも 2
				つ以
		- 対策の説明と詳細へのウェブリンク		上)
		- 気候行動計画または貴管轄区域の開発計画/基本計画への組		
		み 入れ		





		また、以下の対策によるインパクト指標の少なくとも1つが報告され		
		ます (完全版のみ)。		
		- 推定排出削減量 (CO2 換算トン)		
		- 省工ネ達成量 (MWh)		
		- 再生可能エネルギー生成量 (MWh)		
EAPP	4.1	自治体は、選択した地域のエネルギー属性の指標に照らして報告す	必須	必須
評価		ることにより、エネルギー貧困とアクセス評価について報告しています		
		か。		
		自治体が地域特性に基づく評価を行っている場合は、設問 4.1 で		
		評価の種類を選択する必要があります。		
EAPP	4.1 、	(持続可能なエネルギー属性:以下の5つの必須指標のうち少なくとも1:	つについて	報告する
評価	4.1.2 、	必要があります。		
	4.1.3 、			
	4.2			
EAPP	4.1	自治体は「再生可能エネルギー源による総エネルギー消費量	必須	必須
評価		(MWh)」という指標に対する必須データを提供していますか。		
EAPP	4.1.2	自治体は「区域内で消費される熱エネルギー (冷暖房) のソースミッ	必須	必須
評価		クス」という指標に対する必須データを提供していますか。		
EAPP	4.1.3	自治体は「区域内にある再生可能エネルギー源の設備容量」という	必須	必須
評価		指標に対する必須データを提供していますか。		
EAPP	4.1.3	自治体は「区域内にある再生可能エネルギー源を用いた総発電	必須	必須
評価		量)」という指標に対する必須データを提供していますか。		
EAPP	2.2	自治体は「クリーンな調理用燃料と技術にアクセスできる自治体内	必須	必須
評価		の世帯の割合」という指標に対する必須データを提供していますか。		
EAPP	4.3	(低価格化エネルギー属性: 以下の指標について報告する必要があ	ります)	
評価				
EAPP	4.3	自治体は、「エネルギーサービスにおいて収入の最大 X%を消費する	必須	必須
評価		都市のバウンダリ内にある世帯または人口に占める割合」という指標		
		に対する必須データを提供していますか。		
EAPP	4.4	(エネルギーの安定供給の属性:次の3つの必須指標のうち少なく	とも 1 つ	について
評価		報告する必要があります)		
EAPP	4.4	自治体は、「自治体の人口または世帯で、電気を利用できる人の	必須	必須
評価		割合」という指標に対する必須データを提供していますか。		
EAPP	4.4	自治体は「平均的な電力使用可能時間」という指標に対する必須	必須	必須
評価		データを提供していますか。		
EAPP	4.4	自治体は「一人当たりの年間平均エネルギー消費量」という指標に	必須	必須
評価		対する必須データを提供していますか。		





EAPP	7.1	自治体は、選択した地域の属性に基づき、2030年におけるエネル	必須	必須
目標	7.1	ギーアクセスの推定増加率またはエネルギー貧困の推定減少率を示	龙 须	光 次
ши				
		す一般目標を報告しましたか。(受入可能な目標の種類である必要がよります。 ボノヴィスをご覧ください		
	- 4	要があります。ガイダンスをご覧ください)	N/E	N/E
EAPP	7.1	自治体は一般目標に関する必須の詳細をすべて報告しましたか。	必須	必須
目標		/		
		- 絶対目標または原単位目標		
		- 基準年 		
		- 指標 (原単位目標を報告する場合は分子)		
		- 分母 (原単位目標のみ)		
		- 基準年の数値または割合		
		- 目標年 (2030 年)		
		- 目標年の数値または割合		
		- 基準年に対して達成された目標の割合		
EAPP	7.1	自治体は一般目標のバウンダリを明確にしていますか。	必須	必須
目標				
EAPP	7.1	自治体は、選択した地域の属性に基づく特定目標 (一般目標とは	必須	必須
目標		異なる目標) を報告しましたか。(各属性に対する受入可能な目標		
		の種類についてはガイダンスをご覧ください)		
EAPP	7.1	自治体は特定目標に関する詳細をすべて報告しましたか。	必須	必須
目標		- 絶対目標または原単位目標		
		- 基準年		
		- 指標 (原単位目標を報告する場合は分子)		
		- 分母 (原単位目標のみ)		
		- 基準年の数値または割合		
		- 目標年 (2030 年)		
		- 目標年の数値または割合		
		- 基準年に対して達成された目標の割合		
EAPP	7.1	自治体は特定目標のバウンダリを明確にしていますか。	必須	必須
目標				
EAPP	8.1.1	自治体は、GCoM に誓約してから 3 年以内に、エネルギーアクセス	必須	必須
計画		とエネルギー貧困、適応策/緩和策に対処する EAP 単独行動計		
		画または統合行動計画を報告しましたか。		
EAPP	8.1.1	自治体は、コンプライアンスを達成し、アクセス可能な EAP 関連計	必須	必須
計画		画を添付、またはリンクを提供していますか。		
EAPP	8.1.1	自治体は計画に関する必須のデータ・ポイントをすべて報告しました	必須	必須
計画		か。		





		- 監視評価のプロセス		
		- 計画を正式に採用した自治体名		
		- 計画が最終承認された年		
EAPP	9.1/9.2	自治体は、以下のすべての必須のデータ・ポイントについて、設問	必須	必須
計画		9.1 または 9.2 で少なくとも 1 つの対策を報告しましたか。		
		- 対策の説明と詳細へのウェブリンク		
		- 気候行動計画または貴管轄区域の開発計画/基本計画への組		
		み入れ		
		- その行動が管轄区域のエネルギーアクセスとエネルギー貧困目標		
		に貢献していることを示す		
		- この対策に関連するエネルギー アクセスまたは貧困指標を選択		
		し、それらがこの対策によりどのような影響を受けるかを明確にしてくだ		
		さい(つまり、値の増加/減少) (ガイダンスをご覧ください)		